

行政減量・効率化有識者会議説明資料

(独立行政法人 国民生活センター)

平成20年10月8日

 内閣府国民生活局

1. 独立行政法人国民生活センターの平成21年度予算概算要求

(億円)

	前年度予算額	平成21年度 概算要求額	比較増△減額
国民生活センター運営費交付金	33	75	42

概算要求の重点事項

- 消費生活情報の収集、分析、提供
 - ・ P I O - N E T のシステム刷新
 - ・ 事故情報データベースの構築
- 裁判外紛争解決手続の整備
 - ・ 裁判外紛争解決手続のための体制整備
- 地方消費者行政の充実に向けた支援
 - ・ P I O - N E T 端末の追加配備
 - ・ 消費者の目線に立った活動促進のための企業向け研修の実施
 - ・ 消費生活相談員養成講座の拡充
 - ・ 消費生活相談専門家の巡回訪問
 - ・ 消費生活センターへの情報収集・発信のための指導員の配置
 - ・ 専門相談アドバイザーの配置
 - ・ 消費生活相談窓口の休日対応

2. 独立行政法人整理合理化計画への国民生活センターの取組状況

独立行政法人整理合理化計画	国民生活センターの取組状況
<p>Ⅱ. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき措置</p> <p>事務及び事業の見直し</p> <p>【情報分析事業】</p> <p>○ 警戒すべき情報をいち早く発見できる業務の体制を構築することや緊急な情報が即時に提供されるようにすることなど業務の在り方を見直すこととする。これらの見直しについては、可能なものから早急に実施するとともに、パイオネットの設計に当たっては、業務体系を再構築した上で行うこととする。</p> <p>○ その上で全国消費生活情報ネットワーク・システム（パイオネット）を刷新し、苦情相談情報の収集期間の短縮と分析能力の向上を図るとともに、消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、「早期警戒指標」を整備し、消費者、関係省庁、関係独立行政法人等への迅速な情報提供を行う。</p> <p>○ 事故情報データベースを整備し、インターネットを活用する等、広範囲の消費者被害情報を収集するとともに、情報分析能力を強化し、消費者啓発を充実する。</p>	<p>【情報分析事業】</p> <p>○ 苦情相談の受付からP I O-N E T登録までの期間を抜本的に短縮するために、苦情相談情報の収集に関する業務体系を再検討し、消費生活センターの協力を得て、苦情相談の受付情報が作成され次第、即時にP I O-N E Tへ登録する業務体系への転換を図る。</p> <p>○ P I O-N E T端末が設置されていない市町村の消費生活センター等及び同端末の増設を要する都道府県・政令指定都市の消費生活センターへの追加配備を行うため、その必要な経費を平成20年度補正予算及び21年度予算に盛り込んでいる。</p> <p>○ 上記業務体系の転換を図りつつ、平成19年度策定のP I O-N E T最適化計画を基にP I O-N E Tシステムを刷新し、消費生活センターの協力を得て、平成22年度から運用を開始する。 また、P I O-N E Tの「分類・キーワード」を平成20年度中に改定し、平成21年度からの運用に供するとともに、今後、キーワードに依存しない検索手法の採用も含めて検討する。</p> <p>○ 消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、新たな手口や悪質な手口、苦情相談が急増している事案などを抽出するための「早期警戒指標」を平成20年度に開発し、これに基づく業務体制を整備する。</p> <p>○ P I O-N E Tの刷新を可能な限り早期に行うため、前倒しに必要なシステム構築の経費を平成20年度補正予算に、システムの運用等に必要な経費を21年度予算に盛り込んでいる。</p> <p>○ インターネットを活用して、商品やサービスに関連する事故情報をヒヤリ・ハット情報も含めて幅広く収集する「事故情報データベース」を平成21年度までに構築する。 また、「事故情報データベース」に入力された情報は、関係機関等とのネットワ</p>

ークを通じて速やかに共有する。

- 消費者行政推進基本計画（平成20年6月27日閣議決定）（以下「基本計画」という。）において、「事故情報データベースを創設するなどシステム整備を加速する。」とされているところであり、国民生活審議会「消費者安全に関する検討委員会」での議論を踏まえ、内閣府と連携して収集すべき事故情報の内容と収集対象先について検討を進める。また、可能な限り早期に運用を開始するため、システム構築の前倒しに必要な経費の一部を平成20年度補正予算に盛り込んでいる。

【相談調査事業】

- 消費者紛争の迅速・適正な解決と同種紛争の未然防止のために、改正国民生活センター法の成立を受け、平成21年度から裁判外紛争解決手続を実施する。平成21年度予算においては、当該手続実施のための経費を要求している。

○ア. 経由相談

専門的な相談の充実・強化を図るため、金融・保険、情報通信、特商法等の分野については、外部専門家、職員、相談員で構成するチーム制を敷く。また、全国的に共通性のある苦情相談については、消費生活センターと共同して、または移送を受けて、事業者との交渉を行い、相談の統一的な処理に取り組む。

イ. 直接相談

消費者被害の実態を迅速に把握するセンサー機能を維持する観点から、消費生活相談員の高い資質の維持に努めつつ、引き続き直接相談を実施する。

【商品テスト事業】

- ①生活実態に即した商品テストの実施
 - ・ 事故状況や使用条件を反映した商品テストを機動的かつ効率的に実施し情報提供するとともに、規格・基準の制定や改定等の政策提言を行い、重大製品事故や偽装表示などによる消費者被害の未然防止・拡大防止を図る。
 - ・ 商品テストの課題設定及び成果については、外部有識者による評価を実施し、その結果を業務に反映させる。
- ②商品テストの効率的な実施
 - ・ 我が国全体として必要な商品テストが確実かつ効率的に実施されるよう、独立行政法人、研究機関、大学等の関係機関との連携を強化し、それぞれの機関

【相談調査事業】

- 消費者紛争の迅速・適正な解決と同種紛争の未然防止のために、裁判外紛争解決制度の整備については、認証紛争解決事業者の発展を阻害しないこと、法的効果の付与の必要性、国民生活センターが対象とする紛争の範囲等について十分に検討することとする。
- 消費者相談業務について、直接相談を実施しつつ、地方消費生活センターからの経由相談の解決能力の向上を図ることとする。

【商品テスト事業】

- 我が国全体として必要な商品テストが確実かつ効率的に実施されるよう、消費者の生活実態に即して必要な商品テストを行うとともに、関係機関との連携強化、外部化を進め、企画立案業務を強化する。あわせて、商品テストの実施機関等の情報の収集・提供を行う。

が保有する専門的な知見や技術・技能等を活用するとともに、定型的な規格・基準に基づくテストや専門性の高いテストなどについて、試験研究機関等への外部化を図る。また、消費生活センター等では対応が困難なテストの実施に努める。

③ 商品テスト実施機関の情報収集・提供

- ・ テスト実施機関が実施可能な対象商品や試験内容、保有する施設・機器などの情報を収集し、毎年度、ホームページを通じて情報提供する。
- ・ 消費生活センター等で実施した商品テスト情報を収集し、情報提供する。

○ 消費生活センター等からの商品テストの依頼に適切に対応するため、耐用年数を超えた設備・機器の更新等に必要な経費を平成20年度補正予算に盛り込んでいる。

【教育研修事業】

○ 消費生活専門相談員資格認定制度

- ・ 消費生活センター等において相談業務に携わる相談員の資質・能力の向上等を図るため消費生活専門相談員資格の審査及び認定を行う。
- ・ 各地の地理的条件に配慮した人材の供給を確保する観点から、全国15箇所以上で資格試験を実施する。
- ・ 資格取得者の資質・能力の維持・向上を図るため、消費生活センター等での実務に就いていない資格取得者が資格の更新を行う際に受講する講座を平成20年度より実施する。

○ 消費者団体や企業の消費者対応部門の職員を対象とする研修の実施・運営については、平成21年度に官民競争入札を導入する。

○ 企業も消費者志向を持って、消費者からの苦情相談に積極的に取り組むよう、中小企業等の消費者関連部局に所属する職員を対象に研修を実施するための経費を平成20年度補正予算及び21年度予算に盛り込んでいる。

○ 相模原事務所について、行政機関、大学、消費者団体等による積極的な利用促進を図るとともに、施設の企画・管理・運営業務について平成21年度より民間競争入札の対象とし、有効活用を図る。

【教育研修事業】

○ 消費生活専門相談員資格認定制度について、資格更新時に研修を受講させるなど制度の本来の趣旨・目的を踏まえた見直しを行うこととし、平成20年度内に一定の結論を得る。

○ 研修施設・宿泊施設等の相模原事務所の企画・管理・運営業務について民間競争入札を実施、企業・消費者向けの教育・研修事業については、官民競争入札を実施し、有効活用を図る。

- 研修業務の効果的かつ効率的な実施の観点から、消費者行政に携わる地方公共団体職員や消費生活相談員を対象とした研修に重点化を図るものとする。

【国民生活センターの在り方の検討】

- 消費者・生活者の視点に立った行政への転換を進めていく中で、国民生活センターが、消費者問題全体に取り組む中心的な存在となるよう、今後の在り方について国民生活審議会の意見も聞きつつ検討し、平成19年度内に結論を得る。

- 国民生活センターが担う情報の収集・分析、相談、商品テスト等の業務全般に関し、関係機関との役割分担・連携等の具体的な方策について、内閣府が中心・中核となって関係省庁等と十分に協議し、関係者間で双方向に情報を交換することにより関係者が必要な情報を共有し、適切な役割分担の下で、それぞれの役割を有機的に果たせるための情報及び組織のネットワークを確立する。

運営の効率化及び自律化

【東京事務所】

- 東京事務所において実施する業務を精査しつつ、移転を含め、その在り方について検討する。

- 消費生活センターの相談処理や啓発の能力を高めるため、地方公共団体の職員、消費生活相談員を対象とした研修に重点化を図ることとし、全研修コース数のうち、これらを対象とする研修を9割以上とする。

また、研修コース毎に、受講者に対するアンケート調査を実施するとともに、受講者を派遣した地方公共団体へのアンケート調査を実施する。アンケート調査の結果は研修内容の充実に活用するとともに、受講者および地方公共団体から5段階評価で平均満足度4以上の評価を得る。

- 地方の消費者行政の充実に向けた支援を行うため、市町村の消費生活センターに経験豊富な相談員を定期的に巡回訪問し助言・指導等を行うために必要な経費を平成20年度補正予算及び21年度予算に盛り込んでいる。

【国民生活センターの在り方の検討】

- 基本計画において、「国民生活センターは、国の中核的实施機関として、消費者相談（国民生活センターへの直接相談や、消費生活センターから持ち込まれる困難事案の解決支援）、相談員等を対象とした研修、商品テスト等を拡充するとともに、P I O - N E T を刷新し、事故情報データベースを創設するなどシステム整備を加速する。また、広域的な消費者紛争の解決（ADR）のための体制整備を進める。こうした取組と平行して、業務運営の改善、内部組織の見直しや関係機関との人事交流の拡大など運営面、組織面、人事面の改革を進める。」とされた。

- 基本計画において、消費者行政を一元的に推進するための強力な権限を持った消費者庁を創設するとされ、企画立案、総合調整、勧告、執行、一元的窓口などの機能を有するとともに、情報を一元的に集約・分析し、関係機関等の商品テスト機能を活用し原因究明を行い、情報発信するとされた。

今後は、消費者庁が、消費者を主役とする政府の舵取り役として、関係機関等と連携し、消費者行政の推進を図って行く。

【東京事務所】

- 東京事務所において実施する業務を精査しつつ、平成25年度当初の品川税務署の移転（予定）に併せて、移転すべく準備を進める。

組織法

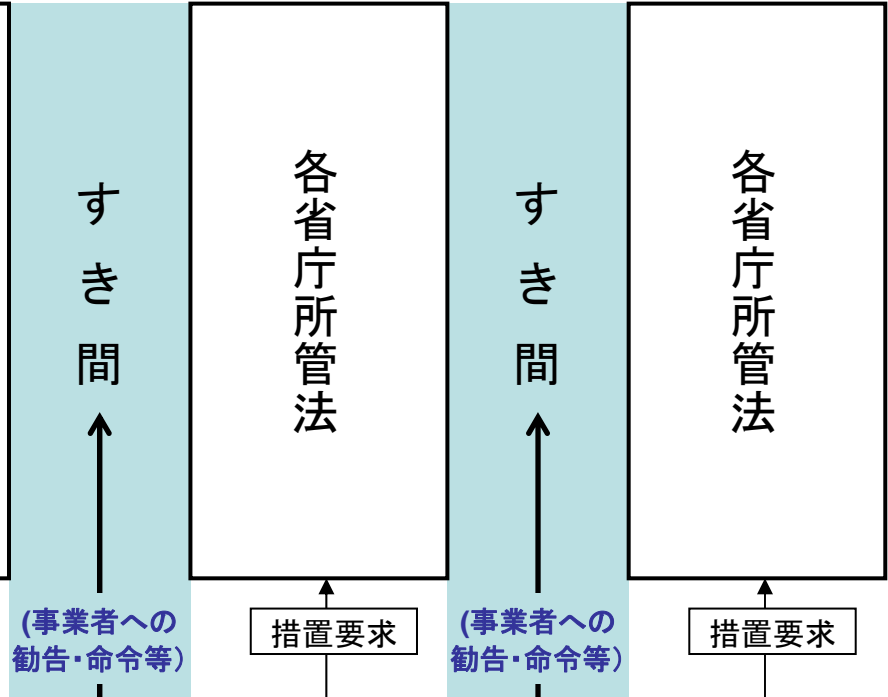
<消費者庁設置法案>

- 任務、所掌事務、消費者政策委員会、等
- *これに併せて内閣府設置法を一部改正(消費者政策担当の内閣府特命担当大臣を常設)

作用法

<関係法律の整備法案>

- 各府省庁からの移管・共管
- 一体的運用
- (表示) 景品表示法、JAS法、食品衛生法 等
- (取引) 特定商取引法、特定電子メール法、貸金業法、割賦販売法、宅建業法、旅行業法 等
- (安全) 消費生活用製品安全法 等



<消費者安全法案>

- 基本方針の策定
- 地方自治体の事務(苦情相談、あっせん等)
- 消費生活センターの設置
- 消費者事故に関する情報の集約
- 消費者被害の防止措置(公表、措置要求、事業者への勧告・命令等(*))
- *事業者への勧告(点検、修理、表示等) ⇒ 勧告内容の実施命令
(重大事故発生の急迫した危険がある場合) 譲渡、使用禁止等 ⇒ 回収等の命令

消費者庁設置法案のポイント

消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、消費者の利益の擁護及び増進、商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保並びに消費生活に密接に関連する物資の品質の表示に関する事務を一体的に行わせるため、内閣府の外局として消費者庁を設置する。

(1) 消費者庁の設置

内閣府の外局として、消費者庁を設置し、その長は、消費者庁長官（以下「長官」という。）とする。

(2) 任務

消費者庁は、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、消費者の利益の擁護及び増進、商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保並びに消費生活に密接に関連する物資の品質に関する表示に関する事務を行うことを任務とする。

(3) 所掌事務

消費者庁は、次に掲げる事務をつかさどる。

- ア 消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- イ 消費者の利益の擁護及び増進に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
- ウ 消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- エ 消費者安全法の規定による消費者安全の確保に関すること。

<取引関係>

- オ 宅地建物取引業法の規定による宅地建物取引業者の相手方等（個人に限る。）の利益の保護に関すること。
- カ 旅行業法の規定による旅行者の利益の保護に関すること。

- キ 割賦販売法の規定による購入者等の利益の保護に関すること。
- ク 特定商取引に関する法律の規定による購入者等の利益の保護に関すること。
- ケ 貸金業法の規定による個人である資金需要者等の利益の保護に関すること。
- コ 特定商品等の預託等取引契約に関する法律の規定による預託者の利益の保護に関すること。
- サ 特定電子メールの受信をする者の利益の保護に関すること。

<安全関係>

- シ 消費生活用製品安全法の規定による重大製品事故の報告等に関すること。
- ス 食品安全基本法に規定する基本的事項の策定並びに食品の安全性の確保に関する関係者相互間の情報及び意見の交換に関する事務の調整に関すること。

<景品表示法>

- セ 不当景品類及び不当表示防止法に規定する景品類又は表示の適正化による商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保に関すること。

<表示関係>

- ソ 食品衛生法に規定する食品、添加物等の表示についての基準に関すること。
- タ 食品衛生法に規定する虚偽の又は誇大な表示又は広告のされた食品、添加物等の取締りに関すること。
- チ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定による農林物資の品質に関する表示の基準に関すること。
- ツ 住宅の品質確保の促進等に関する法律に規定する日本住宅性能表示基準（個人である住宅購入者等の利益の保護に係る部分に限る。）に関すること。
- テ 家庭用品品質表示法に規定する家庭用品の品質の表示の標準となるべき事項に関すること。
- ト 健康増進法に規定する特別用途表示、栄養表示基準及び食品として販売に供する物に関する表示に関すること。

<その他>

- ナ 物価に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- ニ 公益通報者の保護に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- ヌ 個人情報の保護に関する法律に規定する個人情報の保護に関する基本方針の策定及び推進に関すること。
- ネ 消費生活の動向に関する総合的な調査に関すること。
- ノ 所掌事務に係る国際協力に関すること。
- ハ 政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修を行うこと。
- ヒ 以上のほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき消費者庁に属させられた事務

(4) 消費者政策委員会

<事務>

消費者庁に消費者政策委員会を置き、以下の事務をつかさどる。

- ア 内閣総理大臣、関係各大臣又は長官の諮問に応じ、消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策等に関する重要事項を調査審議すること。
- イ アの重要事項に関し、内閣総理大臣、関係各大臣又は長官に意見を述べること。
- ウ 消費者基本法、消費者安全法、割賦販売法、特定商取引に関する法律、特定商品等の預託等取引契約に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法、食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、家庭用品品質表示法、住宅の品質確保の促進等に関する法律、食品安全基本法、国民生活安定緊急措置法及び個人情報の保護に関する法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

<組織>

委員会の組織に関し、以下のとおり規定する。

- エ 委員会は、委員十五人以内で組織する。
- オ 委員は、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命すること。

カ 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置くこと。
上記のほか、委員会に関し必要な事項を定める。

(5) 施行期日

公布の日から起算して一年を超えない範囲において政令で定める日から施行する。

消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案のポイント

消費者庁設置法の施行に伴い、「消費者行政推進基本計画」（平成20年6月27日閣議決定）に定める方針に基づき、関係する個別作用法における内閣総理大臣（消費者庁長官）の権限等を規定するとともに、内閣府設置法、関係省庁設置法等を改正して所掌事務等を変更するため、関係法律を一括して改正することにより整備する。

（１）個別作用法の一部改正

消費者の利益の擁護及び増進等の観点から、次に掲げる法律について、内閣総理大臣（消費者庁長官）の権限等を規定するための改正を行う。

<表示関係>

ア 不当景品類及び不当表示防止法

消費者の自主的かつ合理的な選択を確保するため、内閣総理大臣が不当な景品類の提供を制限又は禁止し、又は不当な表示を禁止することができ、必要な命令をすることができることとする。また、事業者等による自主規制のための協定等について内閣総理大臣及び公正取引委員会が認定することができることとする。

（注）継続審議になっている独占禁止法等の改正法案に盛り込まれた不当表示に対する課徴金の制度については、今般の不当景品類及び不当表示防止法の改正では導入を見送り、消費者庁発足後、被害者救済制度を総合的に検討する際、併せて検討する。

- イ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律
- ウ 家庭用品品質表示法
- エ 食品衛生法
- オ 健康増進法
- カ 独立行政法人国立健康・栄養研究所法

内閣総理大臣が生活に密接に関連する物資の品質等に関する表示の基準を定め、これを遵守させることができることとする。
また、健康増進法の特別用途表示について内閣総理大臣が許可できることとすることから、必要な試験を独立行政法人国立健康・栄養研究所に行わせるため、独立行政法人国立健康・栄養研究所法の主務大臣に内閣総理大臣を加えることとする。

キ 住宅の品質確保の促進等に関する法律

内閣総理大臣が国土交通大臣とともに日本住宅性能表示基準を定め、また、評価方法基準の策定等に関し、国土交通大臣に対し意見を述べるができることとする。

<取引関係>

- ク 特定商取引に関する法律、特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律
- ケ 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律
- コ 特定商品等の預託等取引契約に関する法律

消費者の利益の擁護及び増進の観点から、内閣総理大臣が販売業者等に対する禁止行為等の内容を定め、これを遵守させることができることとする。

<業法関係>

- サ 貸金業法、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律
- シ 割賦販売法、特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律
- ス 宅地建物取引業法
- セ 旅行業法

消費者の利益の擁護及び増進の観点から、業所管大臣が事業者に対して行う業務改善命令等の処分について、内閣総理大臣（消費者庁長官）があらかじめ協議を受け、又は必要な意見を述べるができることとする。また、書面交付義務、誇大広告の禁止等について、内閣総理大臣が業所管大臣とともにその内容を定めることができることとする。

<安全関係>

ソ 消費生活用製品安全法

消費生活用製品の製造業者等に対し、重大製品事故が生じた際の内閣総理大臣への報告を義務づけ、内閣総理大臣が重大な危害の発生及び拡大の防止のため必要があると認める場合に、当該製品の名称等を公表するものとするを規定する。また、特定製品について主務大臣が技術上の基準を定める際に、あらかじめ内閣総理大臣に協議しなければならないこととする。

{ タ 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律

{ チ 食品衛生法

有害物質を含有する家庭用品についての安全基準、食品・添加物の安全基準や原材料、容器包装等の規格・基準について、厚生労働大臣が基準を定める際に、あらかじめ消費者庁長官が協議を受けることとする。

ツ 食品安全基本法

食品の安全の確保に関する施策に係る基本的事項を定めるにあたり、内閣総理大臣は、食品安全委員会及び消費者政策委員会の意見を聴かなければならないこととする。

<消費生活関係>

テ 消費者基本法

内閣府設置法第 11 条の 2 の規定により置かれる特命担当大臣を消費者政策会議の委員とすることとする。また、消費者政策会議が消費者基本計画の案を作成しようとするとき等は、消費者政策委員会の意見を聴かなければならないこととする。

ト 消費者契約法、消費者契約法等の一部を改正する法律

不当景品類及び不当表示防止法の所管を公正取引委員会から内閣総理大臣に移管することに伴い、内閣総理大臣が適格消費者団体の認定にあたって意見を聴く相手方から公正取引委員会を削ることとする。

ナ 個人情報保護に関する法律

個人情報保護に関する基本方針を定めるにあたり、内閣総理大臣は、消費者政策委員会の意見を聴かなければならないこととする。

<物価関係>

ニ 国民生活安定緊急措置法

生活関連物資等の割当て等の重要事項を消費者政策委員会が調査審議することとする。

(2) 内閣府設置法等の一部改正

消費者庁設置法の施行及びこれに伴う上記(1)の関係法律の改正に伴い、次に掲げる法律について、所掌事務等を変更するための改正を行う。

{ ア 内閣府設置法 イ 国家行政組織法

内閣府の任務に、「消費者が安心して安全な消費生活を営むことができる社会の実現に向けた施策の推進」を追加する。

行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務として、「食品の安全性の確保」に加えて、「消費者の利益の擁護及び増進」を図る上で必要な環境の総合的な整備に関する事項を追加することとする。

内閣府の分担管理事務のうち、食品の安全の確保に関する施策に係る基本的事項の策定に関する事務、及び食品の安全性の確保に関する関係者相互間の情報及び意見の交換に関する関係行政機関の事務の調整に関する事務については、消費者庁設置法において、消費者庁の所掌事務として規定することとする。

上記の食品の安全性の確保その他消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の総合的な整備に関する事項についての企画及び立案並びに総合調整に関する事務、食品安全委員会が行う食品健康影響評価に関する事務、及び消費者庁設置法に規定する事務については、内閣府特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

消費者庁に消費政策委員会を置くことに伴い、国民生活審議会に係る規定を削除することとする。

消費者庁の設置に伴い、省（内閣府を含む。）に置かれる官房及び局の数を変更する。

ウ 厚生労働省設置法

食品衛生法及び健康増進法の表示基準の策定権限を内閣総理大臣に移管したことに伴い、厚生労働省の関係する所掌事務から消費者庁の所掌に属するものを除くこととする。

エ 農林水産省設置法

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の品質表示基準の策定権限を内閣総理大臣に移管したことに伴い、農林水産省の関係する所掌事務から消費者庁の所掌に属するものを除くこととする。

オ 経済産業省設置法

家庭用品の品質に関する表示の標準を定める権限等を内閣総理大臣に移管したことに伴い、消費経済審議会が処理する事項から、家庭用品品質表示法の規定によりその権限に属させられた事項を除くこととする。

また、消費者庁設置法第4条各号に掲げる事務のうち法令の規定により経済産業局に属させられた事務について、経済産業局長が消費者庁長官の指揮監督を受けるものとすることを規定する。

(3) 附則

ア 経過措置

関係法律に内閣総理大臣（消費者庁長官）の権限が規定されることに伴い、改正前の関係法律に基づいて行われた命令等の効力を引き続き維持すること等必要となる経過措置を置くこととする。

イ 独立行政法人農林水産消費安全技術センター法

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の改正により独立行政法人農林水産消費安全技術センターの行う立入検査を規定する条項が変更したことに伴い、独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の関係の条項を変更することとする。

ウ 独立行政法人製品評価技術基盤機構法

家庭用品品質表示法及び消費生活用製品安全法の改正により独立行政法人製品評価技術基盤機構の行う立入検査を規定する条項がそれぞれ変更したことに伴い、関係の条項を変更することとする。

エ 独立行政法人国立印刷局法

内閣府設置法の改正により独立行政法人国立印刷局法の引用する条項が変更したことに伴い、関係の条項を変更することとする。

オ 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

カ 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

内閣府設置法における国民生活審議会に係る規定を削除することに伴い、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律における内閣府設置法設置法の一部改正の対象となる条項を変更することとする。

独立行政法人国立健康・栄養研究所法の主務大臣に内閣総理大臣を加えること等の改正に伴い、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律における独立行政法人国立健康・栄養研究所法の一部改正の対象となる条項を変更することとする。

(4) その他の消費者庁への移管又は消費者庁の共管とする法律

「消費者行政推進基本計画」において消費者庁に移管し、又は消費者庁の共管とするものとされている個別作用法のうち、次に掲げる法律については、移管等にあたり法律改正を要しないので、整備法の対象にしない。

- ア 物価統制令
- イ 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律
- ウ 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律
- エ 無限連鎖講の防止に関する法律
- オ 製造物責任法
- カ 金融商品の販売等に関する法律
- キ 電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律
- ク 独立行政法人国民生活センター法
- ケ 公益通報者保護法

消費者安全法案のポイント

消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するため、内閣総理大臣による基本方針の策定、都道府県及び市町村による消費生活相談等の事務の実施及び消費生活センターの設置、消費者事故等に関する情報の集約、消費者被害の防止のための措置等を講ずる。

(1) 基本方針

内閣総理大臣は、消費者安全の確保（消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保すること。）に関する基本方針を策定する。

(2) 地方公共団体による消費生活センターの設置等

ア 地方公共団体は、消費生活相談、苦情処理のあっせん、消費者安全の確保のために必要な情報の収集・提供等の事務を行うものとし、国及び国民生活センターは必要な援助を行うものとする。

イ 地方公共団体は、アの事務を行うため、消費生活相談について専門的な知識・経験を有する者を配置するものであること等一定の要件に該当する消費生活センターを設置する（都道府県は必置、市町村は努力）。

ウ 消費生活センターを設置する地方公共団体は、相談員の適切な処遇その他人材の確保及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(3) 消費者事故等に関する情報の集約等

ア 行政機関、地方公共団体、国民生活センターは、消費者事故等が発生した旨等の情報を内閣総理大臣に通知するものとする（生命・身体に重大な被害が生じる等した重大事故等に関するものについては、即時通知）。

イ 内閣総理大臣は、アにより得た情報等を集約・分析し、取りまとめた結果の概要を公表する。

ウ 内閣総理大臣は、情報の集約・分析等のため必要なときは、行政機関、地方公共団体、国民生活センター等に資料の提供等の協力を求めることができる。

(4) 消費者被害の防止のための措置

- ア 内閣総理大臣は、消費者被害の発生・拡大の防止を図るため消費者の注意を喚起する必要があると認めるときは、消費者事故等の態様等消費者被害の発生・拡大の防止に資する情報を公表するものとする。
- イ 内閣総理大臣は、消費者被害の発生・拡大の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置があり、かつ、当該措置が速やかに実施されることが必要と認めるときは、所管大臣に対し、当該措置の速やかな実施を求めることができる。
- ウ 内閣総理大臣は、商品等や役務が安全性を欠くことによって重大事故等が生じた場合（重大消費者被害の発生・拡大の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がある場合を除く。）において、重大消費者被害の発生・拡大の防止を図るため必要があると認めるときは、事業者に対し、必要な点検、修理、改造、安全な使用方法の表示、役務の提供の方法の改善その他の必要な措置をとることを勧告することができる。
- エ 内閣総理大臣は、ウの勧告を受けた事業者が、正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかった場合において、重大消費者被害の発生・拡大の防止を図るため特に必要と認めるときは、消費者政策委員会の意見を聴いて、当該事業者に対し、当該措置をとることを命ずることができる。
- オ 内閣総理大臣は、商品等が安全性を欠くことによって重大事故等が発生し、当該重大事故等による被害が拡大し、又はその原因を同じくする重大事故等が発生する急迫した危険がある場合（重大消費者被害の発生・拡大の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がある場合を除く。）において、特に必要があると認めるときは、消費者政策委員会の意見を聴いて、必要な限度において、六月以内の期間を定めて、その原因となった商品等を譲渡し、引き渡し、又は役務に使用することを禁止又は制限することができる。
- カ 内閣総理大臣は、オの禁止・制限に違反した事業者に対し、譲渡した商品の回収を図ることその他必要な措置をとることを命ずることができる。
- キ 消費者政策委員会は、内閣総理大臣に対し、消費者被害の発生・拡大の防止に関し必要な意見を述べることができる。
- ク 都道府県知事は、内閣総理大臣に対し、消費者安全の確保に関し必要な措置の実施を要請することができる。
- ケ 上記エ～カに対する違反については、所要の罰則を定める。

(*) 定義

ア この法律において「消費者事故等」とは消費生活における次に掲げる事故又は事態をいう。

- ① 事業者が供給等する商品等（物品・施設・工作物）又は事業者が提供する役務の使用又は利用に伴い、消費者の生命・身体に被害が生じた事故
- ② 使用・利用時に通常有すべき安全性を欠く商品等又は役務が使用・利用された事態であって、①の事故が生じるおそれがあるもの
- ③ 虚偽・誇大な広告その他の消費者の利益を不当に害し、又は自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがある行為が事業者により行われた事態

イ この法律において「重大事故等」とは次に掲げる事故又は事態をいう。

- ① 生命・身体に被害が生じた事故（上記ア－①）のうち、その被害が重大であるもの
- ② 生命・身体に被害が生じるおそれのある事態（上記ア－②）のうち、イ－①の事故を発生させるおそれがあるもの

(参考資料)

消費者行政推進基本計画（平成20年6月27日閣議決定）（抄）

〔国民生活センターの在り方の検討に係る箇所抜粋〕

3. 消費者が頼れる分かりやすい一元的な相談窓口の設置

(1) 一元的な相談窓口の設置

- 地方の消費生活センター及び国民生活センターを消費者が何でも相談でき、誰もがアクセスしやすい一元的な消費者相談窓口と位置付け、全国ネットワークを構築する。窓口では、相談受付から助言・あっせん、紛争解決まで、一貫して対応する。一元的な消費者相談窓口の整備は、事業者の利便性を高めることにもつながると期待される。
- 一元的な消費者相談窓口に共通の電話番号を設けるとともに、消費者の生命・身体に関わる事故の発生など緊急な対応を要する事案について、全国ネットワークの代表的な窓口が、365日24時間体制し得る体制を構築する。
- このため、地方の消費生活センターを法的に位置付け、都道府県等の消費生活センターは中核センターとして、また、市区町村の消費生活センターは消費者に最も身近な最前線の窓口として、新組織及び国民生活センターと連携しつつ、ともに一元的な消費者相談窓口として機能させる。
- 国民生活センターは、国の中核的实施機関として、消費者相談（国民生活センターへの直接相談や、消費生活センターから持ち込まれる困難事案の解決支援）、相談員等を対象とした研修、商品テスト等を拡充するとともに、P I O - N E T を刷新し、事故情報データベースを創設するなどシステム整備を加速する。また、広域的な重要な消費者紛争の解決（ADR）のための体制整備を進める。こうした取組と平行して、業務運営の改善、内部組織の見直しや関係機関との人事交流の拡大など運営面、組織面、人事面の改革を進める。

全国消費生活情報ネットワーク・システム (PIO-NET) とその刷新について

平成20年10月8日
内閣府国民生活局

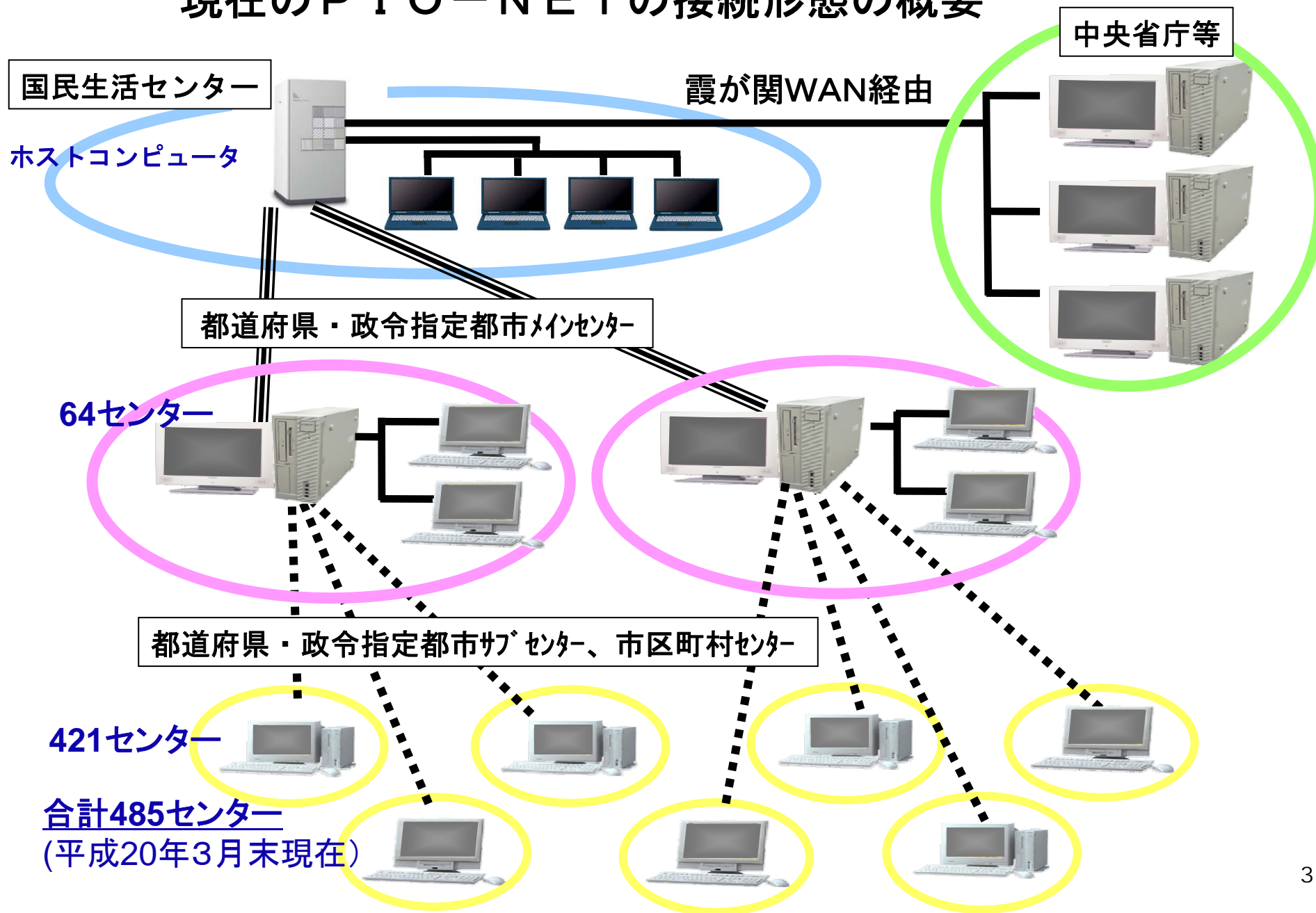


PIO-NETとは

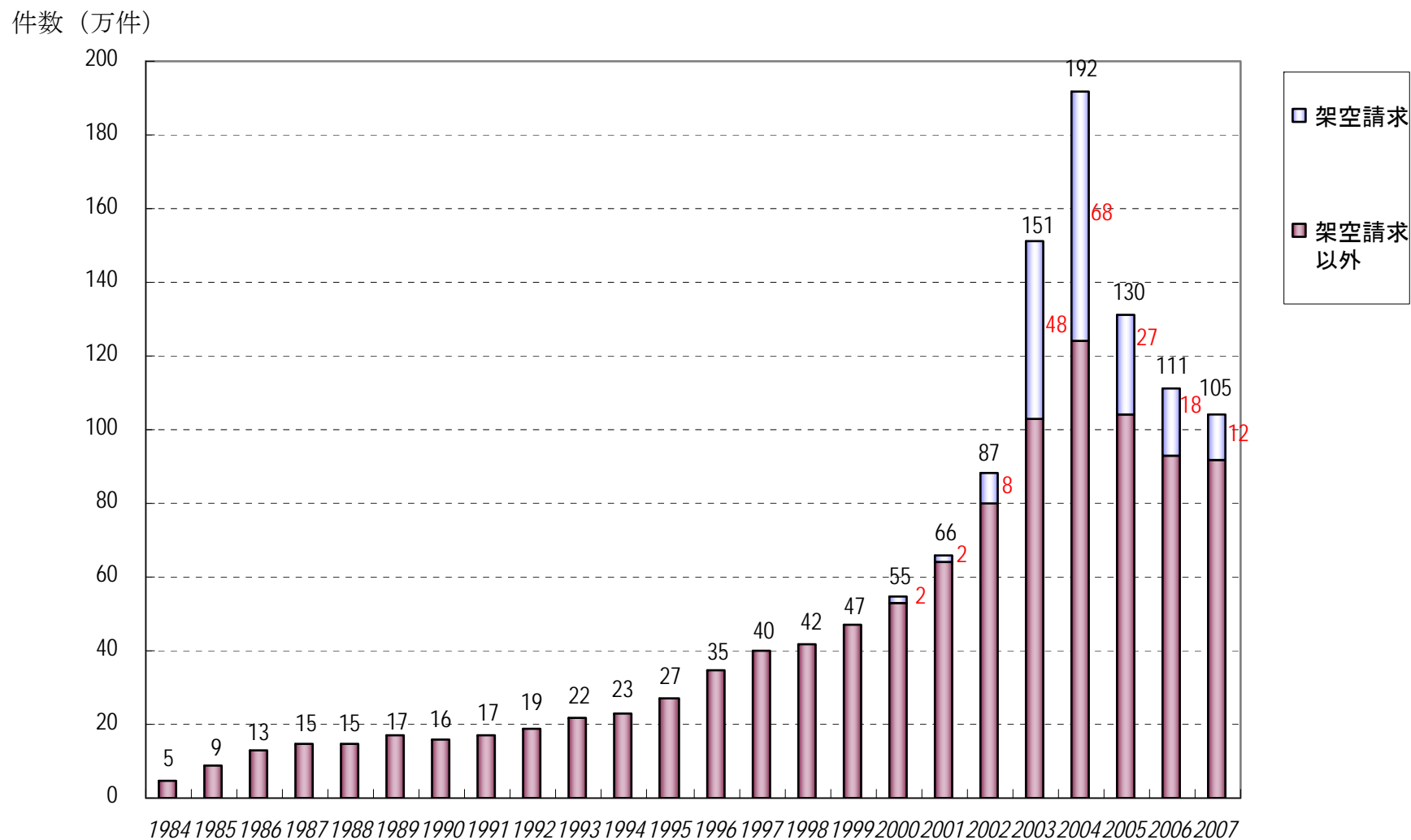
- 全国消費生活情報ネットワーク・システム(PIO-NET※)とは、国民生活センターと全国の消費生活センターをネットワークで結び、消費者から消費生活センターに寄せられる消費生活に関する苦情相談情報の収集を行っているシステム。
- 情報内容は、消費者からの相談内容を聞き取った記録の要約である。

※ Practical Living Information Online Network System

現在のP I O-N E Tの接続形態の概要

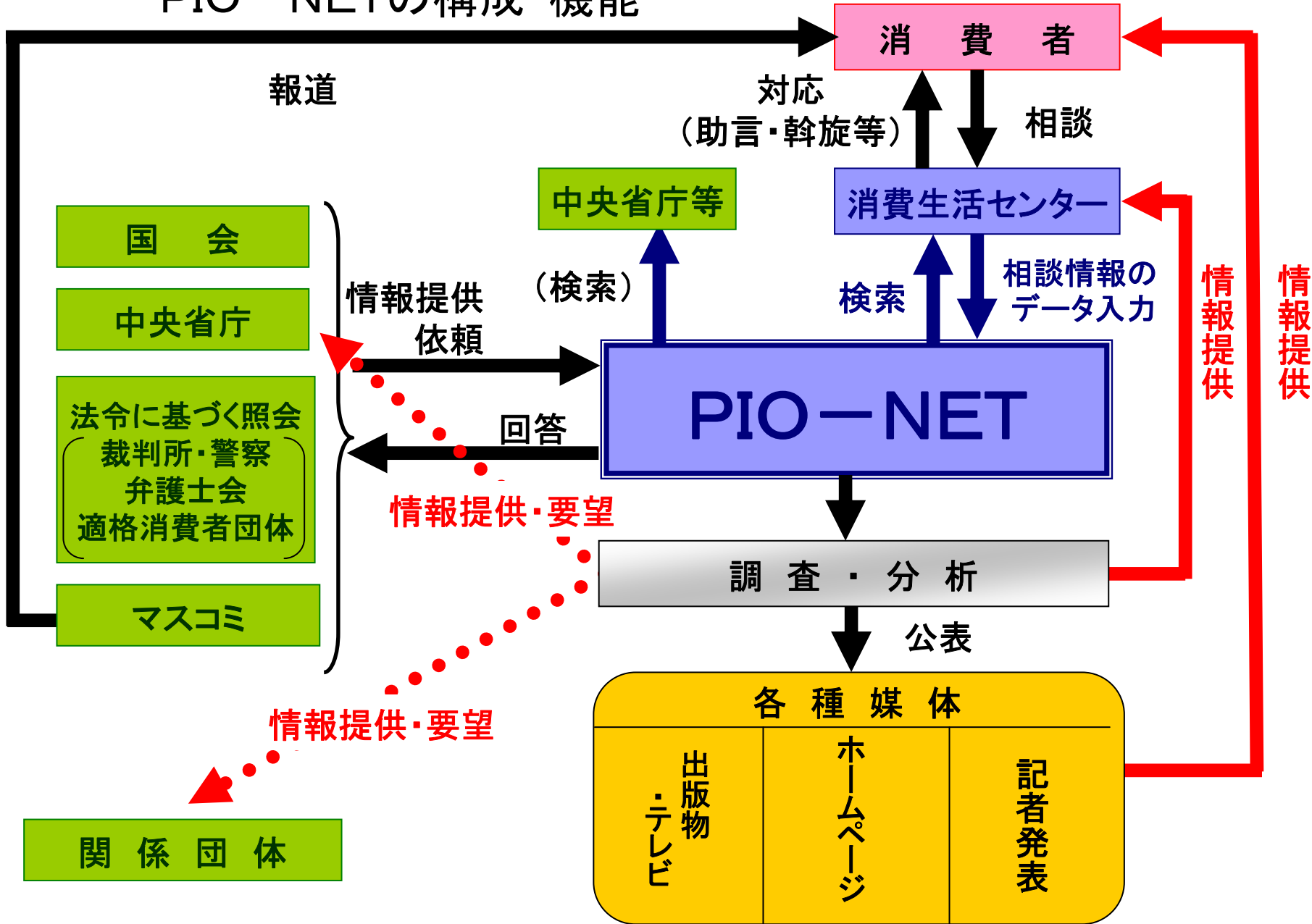


PIO-NETにより収集される消費生活相談の推移



架空請求の件数は2000年度以降集計。

PIO-NETの構成・機能





PIO-NET端末を設置している国の行政機関等

省庁等名	設置課室等名
内閣府	国民生活局総務課国民生活情報室
警察庁	生活安全局生活環境課生活経済対策室
金融庁	総務企画局企画課
	監督局総務課
	証券取引等監視委員会事務局市場分析審査課
公正取引委員会	経済取引局取引部景品表示監視室
総務省	情報通信政策局衛星放送課
	情報通信政策局地域放送課
	総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課
財務省	大臣官房総合政策課
厚生労働省	政策統括官付社会保障担当参事官室
農林水産省	消費・安全局消費・安全政策課
	消費・安全局消費者情報官「消費者の部屋」
経済産業省	商務情報政策局商務課
	商務情報政策局消費経済部消費経済政策課
	商務情報政策局消費経済部消費経済対策課
	商務情報政策局消費経済部製品安全課
国土交通省	総合政策局安心生活政策課
(独)製品評価技術基盤機構	生活・福祉技術センター技術業務課(東京)
	生活・福祉技術センター製品安全企画課(大阪)
(独)農林水産消費安全技術センター	消費安全情報部交流推進課



PIO-NETの構造変化

(1) 当初は、

- ・ 目的 ⇒ 各地の消費生活センターにおける消費生活相談業務の支援
- ・ 利用 ⇒ 国民生活センター及び消費生活センターに限定
- ・ 活用例 ⇒ 主として相談員による助言及びあっせんのツール

(2) 最近は、

- ・ 目的 ⇒ 上記(1)に加え、法執行や消費者政策の企画・立案に活用
- ・ 利用 ⇒ 昨年末から上記(1)に加え、国の行政機関等にも接続
- ・ 活用例 ⇒ 上記(1)に加え、国の行政機関による消費者被害の未然防止・拡大防止



PIO-NETの問題点と改善策(運用面)

- **問題点**

- ① 消費生活に関する相談情報の登録に時間を要する
- ② PIO-NET端末が原則1センター1台となっているため、相談員が利用しにくい

(2) 改善策

- ① ・PIO-NETの完全オンライン化
(相談記録作成端末とPIO-NET端末の統合)
・リアルタイムでの処理に近づける仕組みの構築
(消費生活に関する相談情報のうち必要最低限の事項のみ入力し、即日仮登録)
- ② 完全オンライン化した端末を全相談員に配備